

## 船舶の定義

### 1 対象船舶

基本方針における対象船舶は、原則プレジャーボートである。

(広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成10年広島県条例第1号。以下「PB条例」という。)第2条第1号)

ただし、放置等禁止区域における禁止物件及び廃船の処理に関しては、水域利用の適正化を図るため、本来は基本方針の対象外である漁船を含むこととする。

### 2 船種ごとの分類表

| 船種               | 定義・解説   | 許可の要否                           | 放置等禁止区域における禁止物件 | 廃船処理 |
|------------------|---|---------------------------------|-----------------|------|
| プレジャーボート         | PB条例第2条第1号に規定されるイ～ホ以外の船舶。   | 要                               | 対象              | 対象   |
| 遊漁船              | 遊漁船業法による知事の登録を受けた船舶。<br>レジャー(釣り等)を目的として、事業(遊漁船業)に供される。                            |                                 |                 |      |
| モーターボート・ヨット類     | プレジャーボートから「遊漁船」を除いたもの。(本基本方針による定義)<br>狭義の『プレジャーボート』<br>レジャー(釣り等)を目的として、個人が使用する船舶。 |                                 |                 |      |
| 漁船               | PB条例第2条第1号イに該当。<br>漁船法により定義された、漁業に従事又は漁獲物の保存・運搬等を行う船。                             | 不要<br>(原則自由係留)                  | 一部対象            | 対象   |
| 業務用船舶            | PB条例第2条第1号ロに該当<br>貨物船・旅客船等<br>基本方針の対象外  | 不要<br>※係留施設(棧橋等)は占用許可の対象(現行どおり) | 対象外             | —    |
| 国又は地方公共団体の所有する船舶 | PB条例第2条第1号ハに該当<br>基本方針の対象外  |                                 |                 | —    |
| ろかいのみをもって運転する舟   | PB条例第2条第1号ニに該当<br>基本方針の対象外  | 不要                              |                 | 対象   |
| その他知事が指定したもの     | PB条例第2条第1号ホに該当<br>基本方針の対象外<br>指定事例なし  | —                               |                 | —    |

### 3 根拠法令

#### ○広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）

##### 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。
  - イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
  - ロ 旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶
  - ハ 国又は地方公共団体の所有する船舶
  - ニ ろかいのみをもって運転する舟
  - ホ その他知事が指定したもの

#### ○広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成10年広島県規則第63号）

##### 第2条（定義）

2 条例第二条第一号ロの規則で定める業務用船舶は、次に掲げるものをいう。

- 一 貨物定期航路事業に使用する船舶
- 二 不定期航路事業に使用する船舶
- 三 港湾運送事業に使用する船舶
- 四 内航運送事業に使用する船舶
- 五 国土交通大臣が指定した船舶職員養成施設において、船舶職員を養成するために使用する船舶
- 六 クレーン船、しゅんせつ船等の作業船

#### ○漁船法（昭和25年法律第178号）

##### 第2条（定義）

この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もつぱら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

#### ○遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）

##### 第2条（定義）

この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

## 参考：対象船舶の解説

### 1 プレジャーボート

「プレジャーボート」は、PB条例第2条第1号の規定により、漁船・業務用船舶等を除いた船舶のことをいう。

しかし、プレジャーボートに分類される船舶のうちでも、使用用途等が異なっているため、効率の良い放置艇解消の対策を立てるためには、本基本方針においては、これを遊漁船とモーターボート・ヨット類に分け、各々に適正な対応をすることとする。

#### (1) 遊漁船

基本方針でいう「遊漁船」とは、「船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他によって魚類その他の水産動植物を採捕させる事業」を行うための船舶であり、PB条例においては、プレジャーボートに含まれるとされている。このため、広島県では、従来から広島湾地域において遊漁船の係留を禁止し、公的係留保管施設に誘導する対策を取ってきた。

しかし、陸上の営業所から遠隔の水域への係留を求めた場合には、事業に支障をきたすことも考えられる。

このため、遊漁船業の事業的な面を考慮し、プレジャーボートの係留を禁止する場所においても、近接地に係留保管施設がない場合、一部では遊漁船による係留を許可することとする。

許可の対象は、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づいて、知事に登録を受けていることにより、事業性や登録船舶の確認を行うことができる遊漁船とする。

なお、漁業従事者が副業として遊漁船業を営むことも多い。この場合、漁船登録番号と遊漁船登録番号の両方を掲示することとなっている。全国実態調査では、両方を掲示している船舶を、漁船として扱っており、放置艇の対象としていない。基本方針においても、漁船として扱うこととする。



遊漁船と漁船などが混在している状況  
遊漁船は船体が少し大きい



(上から) 漁船登録、小型船舶登録、遊漁船登録、を行っている船

## (2) モーターボート・ヨット類

P B 条例上の「プレジャーボート」から、遊漁船を除いた、個人が余暇にマリレジャーを楽しむ目的で使用されている船舶のことであり、狭義の意味での「プレジャーボート」をいう。

放置艇対策の主たる対象の船舶となる。

広島県のプレジャーボートは、クルージング・外洋での釣りを目的とした大型船よりは、内海での釣りを目的とした小型船が圧倒的である。

なお、モーターボート・ヨット類として分類されている船舶の中には、外形上は使用されているように見えるが、実際には、放棄されている実質的な意味では「廃船」に分類される船舶も含まれている。これについては、所有者が不明のことが多く、また、以後適正に係留する意思がないため、占使用許可を取る可能性も低く、使用中の船舶とは別に、実態数を把握し、廃船として扱う必要がある。

### 《参考》

#### 調査対象船舶（平成26年度プレジャーボート全国実態調査実施要領）

三水域共通の調査対象は①クルーザーヨット（CY）②ディンギーヨット（DY）③大型モーターボート（MB大）④小型モーターボート（MB小）とする。

ただし、国土交通省水管理・国土保全局への提出分（河川単独区域及び重複区域）についてのみ、漁船、事業用船舶等も調査対象とする。

さらに、遊漁船については、漁船登録しているものは漁船、されていないものはモーターボート（MB大またはMB小）と区分して集計を行うものとする。

#### CY：クルーザーヨット

帆を主な推進機関とし、船室を有している船



#### DY：ディンギーヨット

帆を主な推進機関とし、船室が無い船



#### M大：大型モーターボート

エンジンを推進機関とし、  
艇の長さが7.5m(25 フィート)以上の船



#### M小：小型モーターボート

エンジンを推進機関とし、  
艇の長さが7.5m(25 フィート)未満の船



## 2 漁船

「漁船」とは、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船のことを言い、船体に掲示された漁船登録番号により、他の船種と区別する。

漁船については、係留は原則自由であり、放置艇対策の対象外であるが、多くの港湾・漁港においてプレジャーボートと混在している現状から、水域の適正利用を図るため、一部、全ての船舶の係留を禁止することが妥当な区域においては係留禁止の対象船舶となることがある。

さらに、漁船についても、使用しなくなった船体が港内に放棄されていることが多く、港内の一カ所に集約されている事例も見受けられる。漁船の廃船問題についても、プレジャーボートと同様に扱う必要がある。

なお、広島県では、沿岸漁業や養殖が主流であるため、漁船の大きさがモーターボートと大差ないことも多く、漁業の廃業後、プレジャーボートとして転用しているケースも多いことから、遠くから見て、漁船とプレジャーボートを区別することは難しく、船舶の目前で漁船登録番号の有無を確認する必要がある。

### 《参考》

#### 漁船登録番号

漁船登録番号は各都道府県が配布し、必ず船体に標示しなければならない。形式としては都道府県の識別標（アルファベット）、漁船の等級標（1 から 7）、横線、漁船の番号を組み合わせる形式を採る。

（漁船法施行規則付録第二）。

広島県の識別標は「HS」



漁船



漁船登録番号



小さいサイズの漁船  
登録番号と比較的新しい船外機で区別



漁船のような外見だが、  
漁船登録番号がない船舶